

第5回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会 ぬくもり部会 議事録

●開催日時：令和6年10月31日（木） 18時30分～19時50分

●開催場所：市役所 第1委員会室

●出席者

部会長	田淵純勝
副部会長	雨洗康江
部会員	山田正幸 佐藤画美 今 順子 望月啓一郎
庁内検討委員	部会長：安部直也 部会員：更科互輝 田中明美 木田元樹 大越智輝 川村義一 竹原敏文
事務局	企画調整G：近間聡史 服部将大 遠藤 亨 市民協働G：大内拓海 鳥海秀充 新関麻亜子

- ◆議題：①協議テーマ「健康・医療」の振り返り
②第4期基本計画の体系図について
協議テーマ：「子育て支援・子育て環境」

【ぬくもり部会】

議題1 協議テーマ「健康・医療」の振り返り

（部会長）

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

それでは、議題（1）「協議テーマ「健康・医療」の振り返り」についてですが、10月7日に開催されました本部会にて、協議テーマ「健康・医療」に関する体系図の文言等の設定について協議し、さまざまなご意見をいただきました。

皆様のご意見については、事務局の方で持ち帰り、市の庁内検討委員会で体系図等にどのように落とし込んでいくかなど協議していただいています。

その協議結果について、事務局でまとめているとのことですので、説明をお願いします。

（事務局_企画調整G）

10月7日に開催されました本部会にて、皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果について、事務局より説明いたします。

体系図の文言については、修正なしとして皆さんに承認をいただいていますので、前回の部会でお示したとおりとしています。

続きまして、「主要な施策の考え方」についてですが、第2節－施策Ⅰ－基本的な方向1－主要な施策「②食を通じた健康づくりの推進」における主要な施策の考え方についてですが、高齢者も含めて「食」を通じた健康づくりの重要性をより周知・啓発が必要であることから考え方に記載してはどうかという意見がありました。

前回の部会でもご説明しましたが、「主要な施策の考え方」の具体的な文案につきましては、市民自治推進委員会の皆さんの協議結果や第3期基本計画策定後の社会情勢の変化、今後10年間の展望を踏まえて、2月以降に市の庁内検討委員会で検討し、策定するものとなります。

そのため、今回お示しするものにつきましては、10月7日の部会でいただいた皆さんのご意見や庁内検討委員会で協議した結果を踏まえ、関係部署で考え方の記載案を示したものとなります。

それでは、今回お示ししている主要な施策の考え方の記載案について、関係部署である健康推進グループより説明をお願いします。

（庁内委員_健康推進G）

食育については、特段年齢層を限ったものではありませんが、分かりやすい表現とするために、文頭に「あらゆる世代に対して」という文言を入れることで、子どもから高齢者の方までの全世代を対象としますということを明示することを考えています。

（事務局_企画調整G）

次に、施策Ⅱ－基本的な方向1－主要な施策「②生活習慣病の予防に向けた特定健

診・特定保健指導の充実」における主要な施策の考え方についてですが、特定健診の受診率向上に限らず、その後の保健指導の実施率向上に向けた取組について記載してはどうかという意見がありました。

こちらのご意見等を踏まえて検討した記載案について、関係部署である国民健康保険グループより説明をお願いします。

（庁内委員_国民健康保健G）

特定保健指導の実施率向上に向けた取り組みについて、記載してはどうかという意見がありましたが、第3期基本計画の主要な施策の考え方に、「特定保健指導の充実に努めます」という記載があり、ここに実施率向上の意味合いも含まれているため、追加で記載しないことを考えています。

（事務局_企画調整G）

次に、基本的な方向2－主要な施策「①感染症の知識の普及啓発」における主要な施策の考え方についてですが、第3期基本計画ではエキノкокクス症が特出しされて記載されているが、その他の感染症に関する予防について記載してはどうかという意見がありました。

こちらのご意見等を踏まえて検討した記載案について、関係部署である健康推進グループより説明をお願いします。

（庁内委員_健康推進G）

感染症の検診体制は、基本的に北海道が実施することとなっていますが、エキノкокクス症は市が独自施策として実施しているため、第4期基本計画でも特出しして記載したいと考えています。ただ、エキノкокクス症以外の感染症についても、政府等が定めている行動計画によれば、市としても感染症対策には的確かつ迅速に対応していくこととされているため、第4期基本計画にはその旨、記載することを考えています。

（事務局_企画調整G）

いま、ご説明しました「主要な施策の考え方」に関する部分については、繰り返しの説明となりますが、現時点での関係部署からの記載案となりますので、具体的な文

案につきましては、2月以降の庁内検討委員会でさらに協議を進め、令和7年7月頃に策定しますのでよろしくお願いします。

また、2月以降の庁内検討委員会での協議内容につきましては、節目節目に皆さんに情報提供させていただきます。

説明は以上となります。

(部会長)

今、事務局よりご説明がありましたが、質問等ございますでしょうか。

(委員)

エキノコックス症の後ろに「等」と追記して記載することは難しいのでしょうか。

(庁内委員_健康推進G)

今回お示した考え方の案にある「新たな感染症等」は新型コロナウイルス感染症のように、今まで知られていなかった感染症が発生した際の感染対策の対応についてであり、「エキノコックス症」は既存の感染症であり、市の施策として実施している検診体制を引き続き確実に実施していく意味合いから「等」とは追記せず特だして記載しています。

(委員)

例えば、主要な施策の考え方にある「伝染病や感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます」という文章に「予防」という文言を追加するのはどうでしょうか。

(事務局_企画調整G)

先ほど健康推進グループからご説明がありましたとおり、エキノコックス症以外の感染症の検診体制は基本的には北海道が実施する義務があり、エキノコックス症は市町村が実施する義務があるため、エキノコックス症を特出ししています。

「予防」という文言を追加するかについては、市町村もエキノコックス症以外の感染症の「予防」を実施する義務があるか等が関係すると思いますが、健康推進グループでその役割について教えていただければと思います。

(庁内委員_健康推進G)

感染症等の予防に関する取り組みは、国や都道府県単位で実施するものとされています。市町村では普及啓発や予防接種の実施等を行うこととなっています。

(部会長)

2月以降の主要な施策の考え方の協議の際に、本件について検討していただければと思います。

議題2 第4期基本計画の体系図について～協議テーマ：子育て支援・子育て環境～
--

(部会長)

次に、議題(2)「第4期基本計画の体系図」について、本日は「子育て支援・子育て環境」をテーマに協議していくこととなります。

それでは、事務局より本日の協議テーマに関する部分について、説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

事務局より、本日の協議テーマのうち、先に「子育て支援」に関する部分の第3節－施策Ⅰ－基本的な方向1について、ご説明させていただきます。

第3節「安心して子どもを生み育てられるまちをつくる」について、第3期基本計画から変更ありません。

これを実現させるための施策Ⅰ「子育ての不安と負担の軽減」とありますが、こちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、施策Ⅰを実現させるための基本的な方向1「地域での子育て支援」とありますが、こちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向1を進めるための主要な施策についてですが、子育て支援センター等の子育て支援拠点の事業展開を進める「①地域子育て支援拠点の充実」とあり、

こちらは第3期基本計画から文言の変更はありませんが、第3期基本計画では基本的な方向1－主要な施策「③地域子育てグループ活動への支援」と基本的な方向2「男女共同による子育ての推進」－主要な施策「①家事、育児への男性参画の推進」とあり、どちらも保育所や幼稚園、子育て支援センター等の子育て支援拠点において取組を進めているものとなりますので、主要な施策「①地域子育て支援拠点の充実」に統合することとしています。

また、この主要な施策の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、子育て支援センターなど子育て支援拠点の効果的な事業展開を進めるとともに、子どもの遊び方の指導や育児相談など地域において交流活動を行っている子育てサークルの取組等の支援等に努めることとしており、具体的な事業につきましては「子育て支援センター運営事業」「富岸子育てひろば運営事業」等が位置づけられています。

次に、第3期基本計画では子育て支援センターなどにおいて、子育てに関する相談や学習・体験の機会の充実に努める主要な施策「④子育てについての学習、体験機会の充実」としていましたが、今ご説明したとおり子育てに関する相談の充実も含まれているため、第4期基本計画から主要な施策「②子育てについての相談及び学習、体験機会の充実」と文言を変更しています。

また、第3期基本計画に主要な施策「⑤子育て家庭への相談・情報提供の支援」とありましたが、ファミリーサポートセンター等を活用した、子育てに関する相談等に関する取組であるため、主要な施策「②子育てについての相談及び学習、体験機会の充実」に統合することとしています。

次に、この主要な施策の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、保育所や幼稚園、子育て支援センターなどにおいて、子育てに関する相談や学習、体験の機会の充実に努めるほか、ファミリーサポートセンター等を活用し、子どもを生み育てる喜びを感じられるよう子育てに関する助言や情報提供に努めることとしており、具体的な事業につきましては「ファミリー・サポートセンター事業」等が位置づけられています。

次に、育児支援として経済的負担の軽減や相談体制の充実等を一体的に進める必要があることから、第4期基本計画から主要な施策「③妊娠期から子育て期までの伴走

型相談支援の充実」を新たに追加しています。

次に、主要な施策「①各種検診の充実と受診率の向上」の主要な施策の考え方は、第3期基本計画に即して言えば、健康診査、各種がん検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療を促すこととしており、具体的な事業につきましては、「健康診査事業」等が位置づけられています。

次に、第3期基本計画では地域の子育て経験者等の知識・経験の活用を図り、地域ボランティアとして育成し、地域の子育て支援の充実を図る主要な施策「②地域子育てボランティアの育成と活用」とありましたが、こちらについては、こどもショートステイ事業にて里親に受入の協力依頼する等、こどもの養育相談に関する取組を進めていることから、次回の協議テーマとなりますが、施策Ⅱ－基本的な方向1に移動し、主要な施策「③こどもの養育環境の充実」としていただきますので、ここでは削除しています。

以上で、「子育て支援」に関する体系図の説明を終わりますが、前回の部会でもご説明しましたが、体系図案に参考で記載している「第3期基本計画における主要な施策の考え方」が、第4期基本計画期間中ではどのようになっていくのか、加えるべきものがあるのではないか等、議論していただきながら、その過程において体系図の文言を修正したほうがいいのではないかといった議論をしていただければと思います。

また、第4期基本計画から新たに追加した主要な施策「③妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援の充実」につきましては、「第3期基本計画における主要な施策の考え方」は記載していませんが、市の関係する部署の職員にも参加いただいていますので、意見交換等していただきながら文言等について議論をしていただければと思います。

以上となります。

(部会長)

ありがとうございます。先に、テーマ「子育て支援」に係る体系図の文言について1つずつ、体系図案に記載されている「第3期基本計画における主要な施策の考え方」を参考としながら協議を進めたいと思います。

また、第4期基本計画の体系図として位置づけた理由や思いなどを関係部署の職員よりお聞きして議論を進めさせていただきます。

それでは、事務局よりお示しいただいた第4期基本計画の体系図案にあります、第3節「安心して子どもを生み育てられるまちをつくる」を達成するための施策Ⅰ「子育ての不安と負担の軽減」、これを達成するための基本的な方向1「地域での子育て支援」、基本的な方向1を進めるための主要な施策「①地域子育て支援拠点の充実」について、第3期基本計画の主要な施策「③地域子育てグループ活動への支援」と「①家事、育児への男性参画の推進」を統合しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_こども育成G)

「地域子育て支援拠点の充実」について、第3期基本計画では主要な施策「地域子育てグループ活動への支援」と「家事、育児への男性参画の推進」が別々に位置づけられていましたが、これらは子育て支援センターで行う業務であり、これら以外にも様々な取組も実施していますので、第4期基本計画では1つに統合し一体的に推進することとしています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

「地域子育て支援拠点」について、拠点とはどういうものを指しているのでしょうか。

(庁内委員_こども育成G)

「地域子育て支援拠点」とは地域子育て支援センターを指します。そのため、本市では鷺別子育て支援センター、中央子育て支援センター、富岸子育てひろば、登別子育て支援センターの4箇所を指しています。

(委員)

市内に大きく分けて4箇所ありますが、利用できない地域もあると感じています。今後、例えば、児童館や学校がなくなる等といった状況で地域における子育て支援拠点の充実を図ることは相反するように思います。地域によって条件が変わっていくため、地域の子育て拠点のあり方を考える必要があります。また、民間団体では子育てサロンや放課後児童クラブ等を実施しているため、民間と行政が連携して取組を進めることを考える必要があるのではないのでしょうか。

(事務局_企画調整G)

委員からご意見のあったとおり学校の統廃合等が進み、子どもたちの過ごす環境が変わってきていると認識しています。また、例えば、鉄南地区では幌別東小学校が幌別小学校と統合し、児童館がなくなることで環境が変わっていくため、こういった地域での対応が必要なのではないかというご意見かと思います。

いま、いただいたご意見の学校統廃合による子どもの過ごす環境の変化に対応した支援はこのあと議論する主要な施策「児童館、放課後児童クラブなどの充実」に関係する部分になります。主要な施策「地域子育て支援拠点の充実」については、市内にある4つの子育て支援センターや民間で実施している子育てサークルへの支援等といった母子に対応する部分になります。

(委員)

「地域子育て支援」という言葉が、地域の方が子育てを支援する必要がある、そのために支援拠点を設置するというように捉えてしまいます。

(事務局_企画調整G)

母子に関する子育て支援については、地域の方々にご協力をいただくという意味合いではなく、各地域に母子の方々が頼れるような拠点をつくるという意味合いとなります。

(庁内委員_こども育成G)

この地域子育て支援拠点は0歳から就学前までの子どもを対象として利用できる施設となります。また、利用する際には保護者の方が一緒に来ていただくことになる

ため、幼稚園に入る前の集団生活体験や保育士による子育てのアドバイス等を行いながら子育ての悩みを抱えないように支援する拠点となります。

(事務局_企画調整G)

市として地域の方々に放課後子ども教室等に入っただきながらご協力をいただいておりますが、母子より少し大きい子どもたちが対象となるため、分けてかんがえていただければと思います。ただ、「地域子育て支援拠点」という文言が誤解を与えるような表現にも捉えられるため、庁内検討委員会で持ち帰り協議したいと思います。

(部会長)

次に、主要な施策「②子育てについての相談及び学習、体験機会の充実」について、第3期基本計画の主要な施策「⑤子育て家庭への相談・情報提供の支援」を統合し、文言も変更していますが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_こども育成G)

子育ての相談については、子育て支援センター含め、幼稚園、認定こども園、保育所等において、母子への対応・相談は常時を行っているため、学習と相談を分けるのではなく一体的に進める必要があるため、第4期基本計画では統合することとしています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

第3期基本計画の主要な施策の考え方では、「保育所や幼稚園」という記載ですが、「認定こども園」を文言に追加した方が良いと考えます。

(庁内委員_こども育成G)

「保育所や幼稚園、子育て支援センターなど」という記載となっていますが、ご意

見いただいたとおり「認定こども園」という文言を追加することを検討したいと思います。

(部会長)

次に、主要な施策「③妊娠期から子育て期までの伴走型相談支援の充実」について、第4期基本計画新たに追加していますが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_健康推進G)

伴走型相談支援については、全ての妊婦や子育て世代の方が安心して出産し、子育てができるよう妊娠期から出産期、子育て期と切れ目なく、寄り添った相談支援を実施することとなります。

国でも伴走型支援を実施するように言われており、保健師・保育士等に相談できる体制の充実を図っています。具体的な取組としては、母子手帳を渡す際にアンケートを取り、妊婦の方の様々な状況を整理し、ニーズに合った支援等を判断し、切れ目のない支援につなげています。

また、出産後では産後ケア事業や乳幼児健診における相談等を実施しています。市として伴走型相談支援に力を入れて取り組んでいきたいと考えており、主要な施策として位置づけています。

(部会長)

伴走型相談支援という文言は専門用語になるのでしょうか。

(庁内委員_健康推進G)

伴走型相談支援という文言だけでは確かにわかりにくい表現ですが、妊娠、子育て等の分野において、国が多用している用語となります。

(部会長)

主要な施策の考え方に伴走型相談支援の文言の意味がわかるような記載を検討していただければと思います。

また、先ほど妊娠期から子育て期までステップアップしながら相談体制を整えてい

る説明がありましたが、子育て期とはどのくらいまでの相談支援を指すのでしょうか。

(庁内委員_健康推進 G)

健康推進グループで対応しているのは、就学前までの子どもに対する支援を実施しています。将来的にはこども家庭センターが設置され、就学後までも切れ目なく支援するような動きも想定されますが、就学前の子どもに対して丁寧に寄り添った支援をするようにしています。

(委員)

伴走型という言葉は若い世代のお母さんには安心するような文言であるため、このまま使っていくことが良いと思います。

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「地域での子育て支援」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

ありがとうございます。協議テーマ「子育て支援」に関する部分のご意見等については、概ね出尽くしたかと思います。続いての協議テーマ「子育て環境」に関する部分について、事務局より説明をお願いします。

(事務局_企画調整 G)

協議テーマ「子育て環境」に関する部分である基本的な方向2及び3について、ご説明させていただきます。

施策1「子育ての不安と負担の軽減」を実現させるための基本的な方向2「子育て環境の整備」について、第3期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向2を進めるための主要な施策についてですが、第3期基本計画

では地域の特色等を捉えた保育・教育内容の充実を図る主要な施策「①保育所、幼稚園等における保育・教育の充実及び環境の整備」とさまざまな保育ニーズに対応した「④乳幼児等保育の充実」とありましたが、乳幼児等保育については保育所、幼稚園等における保育の充実と一体的に取り組む必要があるものと捉え、この2つを統合し、主要な施策「①保育所、幼稚園等における保育及び幼児教育の充実」と文言を変更しています。

また、この主要な施策の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、年齢や世代を超えた交流等、地域の特色等を捉えた保育・教育内容の充実を図るほか、子どもたちが活用しやすい施設の環境整備、延長保育や一時保育、休日保育等、時代とともに変化する保育ニーズに対応した乳幼児等保育の充実を図ることとしており、具体的な事業につきましては「普通保育所運営事業」「一時預かり事業」等が位置づけられています。

次に、第3期基本計画では民間等の活力を導入して推進する主要な施策「②認定こども園の推進」と民間活用による保育サービスや地域の子育て支援の充実に努める「③民間活用による柔軟な保育環境の整備」とありましたが、保育所の民営化にあたり、新たに認定こども園を設置する等、幼児期の保育と教育を一体的に提供し、保育サービスや地域子育て支援の充実を図る取組が進められているため、この2つを統合し、主要な施策「②民間活用による柔軟な保育・教育環境の整備（認定こども園の推進）」としています。

また、この主要な施策の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能をもった「認定こども園」を、民間等の活力を導入して推進するほか、保育需要に柔軟に対応する保育サービスや地域の子育て支援を充実させるため、民間の活力を取り入れ、地域の特色に応じた新たな保育環境の整備に努めるとしており、具体的な事業につきましては「認定こども園整備事業」等が位置づけられています。

次に、児童館、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の運営内容の充実に努める「③児童館、放課後児童クラブ等の充実」については、第3期基本計画から変更ありません。

また、この主要な施策の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、子ども

たちの健全な育成を図るため、安全で安心な居場所となる児童館、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の運営内容の充実に努めるとともに、それぞれが一体となった放課後児童対策に努めるとしており、具体的な事業につきましては「放課後児童クラブ運営事業」「放課後子ども教室推進事業」等が位置づけられています。

次に、第3期基本計画では前回の協議テーマである「健康・医療」の基本的な方向に「母子保健の充実」を位置づけていましたが、第2節については「健康づくり」や「保健予防」、「医療体制の充実」等の取組を主としており、母子保健の充実の取組は妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の強化や育児サポートに関するものであることから第3節に位置づけることが相応しいものと捉え、新たに基本的な方向3「母子保健の充実」を追加し、主要な施策「①妊娠期・乳幼児期における健診体制及び保健対策の充実」を位置づけています。

また、この主要な施策の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、妊娠期から乳幼児期までの継続した子育て支援を強化し、育児のサポートに努めるとしており、具体的な事業につきましては「産後ケア事業」等が位置づけられています。

以上で、「子育て環境」に関する体系図の説明を終わります。

(部会長)

ありがとうございます。テーマ「子育て環境」に係る体系図の文言について1つずつ協議を進めさせていただきます。

第3節を達成するための施策1「子育ての不安と負担の軽減」、これを達成するための基本的な方向2「子育て環境の整備」、これを達成するための主要な施策「①保育所、幼稚園等における保育及び幼児教育の充実」について、第3期基本計画の主要な施策「乳幼児等保育の充実」と統合し、文言も変更していますが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_こども育成G)

第3期基本計画では「保育教育」と「乳幼児等保育」と細かく分けていましたが、「保育及び幼児教育」とわかりやすく一つに統合しています。また、次の主要な施策

になりますが、施設の整備に関しても細かく分かれていましたので、こちらも一つに統合し、保育及び幼児教育の充実に関するものと施設の整備に関するものの大きく2つの主要な施策として位置づけています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

主要な施策「①保育所、幼稚園等における保育及び幼児教育の充実」について、こちらにも「認定こども園」という文言を入れるかどうかを検討していただきたいです。

(庁内委員_こども育成G)

庁内検討委員会で検討したいと思います。

(委員)

次の主要な施策になりますが、児童館、放課後児童クラブのそれぞれの違いについて教えていただきたいです。

(庁内委員_こども家庭G)

児童館については、18歳未満の子どもが自由に利用することができる施設です。放課後児童クラブについては、小学生までが対象であり、親の就労や疾病等により放課後に家庭で保育できない場合に子どもを預けることができる施設となります。

(委員)

放課後児童クラブを民間が開設する場合どういう条件があるのでしょうか。また、運営にあたっては国からの補助がでているのでしょうか。

(庁内委員_こども家庭G)

市が持っている児童クラブを民間に委託するのではなく、民間が直接開設する場合の条件等をこの場でお答えするのは難しいです。また、補助については、公設の場合

は、運営費の一部に国の補助がでています。

(委員)

市の放課後児童クラブの受け入れ体制はどのような状況でしょうか。

(庁内委員_こども家庭G)

現在7箇所あり、利用者は合計300人程度が利用しています。

(部会長)

次に、主要な施策「②民間活用による柔軟な保育・教育環境の整備（認定こども園の推進）」について、第3期基本計画の主要な施策「認定こども園の推進」と「民間活用による柔軟な保育環境の整備」を統合し、文言を変更していますが、ご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

次に、主要な施策「③児童館、放課後児童クラブ等の充実」について、第3期基本計画から変更なしであり、先ほど様々なご意見をいただきましたが、追加でご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向2「子育て環境の整備」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

次に、基本的な方向3「母子保健の充実」を達成するための主要な施策「①妊娠期・乳幼児期における健診体制及び保健対策の充実」について、第3期基本計画から文言等を変更しているとのことですが、第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向３「母子保健の充実」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

次に、施策Ⅰ「子育ての不安と負担の軽減」の文言については、次回の協議テーマ「経済支援」の協議内容を踏まえて、ご意見等をいただきたいと思います。

本日の議題は以上となりますが、最後に委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

【意見等なし】

これで市民自治推進委員会ぬくもり部会を終了いたします。